

健保だより

〒485-8550 小牧市東三丁目1番地 ☎0568(77)3514 FAX 0568(77)5382

No.161
2018年 4月

2018年度予算が決まりました

当健保組合の予算組合会が2月19日に開催され、
2018年度の予算と事業計画が承認されましたので、お知らせします。

当健保組合の2018年度予算は、経常収支差引で1億8,538万円の黒字を見込むことができました。しかし、高齢者の医療を支えるための納付金は経常収入の43%にあたり、依然として健保財政を圧迫しています。納付金負担は今後も増加が予想され、健保組合を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなりそうです。

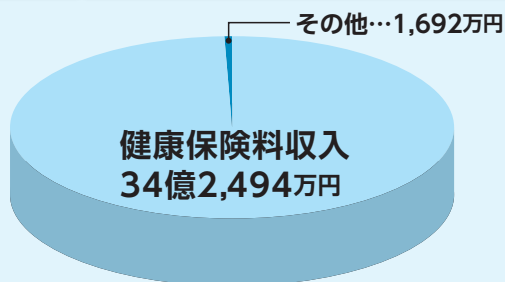
このような状況ではありますが、今年度は、データヘルス計画に基づく課題を中心に、効果的な健康づくり事業を実施してまいります。ぜひ積極的に活用され、ご家族そろって健康な毎日をおすごしください。



健康保険・予算の内訳

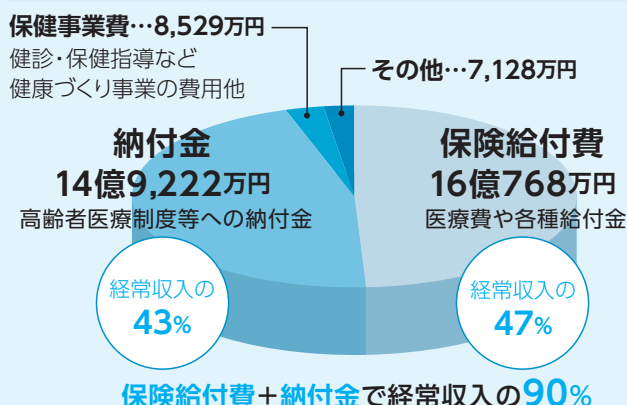
経常収入

34億4,186万円



経常支出

32億5,647万円



2018年度予算(経常収支)

単位:百万円

	科目	金額
経常収入	健康保険料収入	3,425
	その他	17
	計	3,442
経常支出	保険給付費	1,608
	法定給付費	1,566
	付加給付費	42
	納付金	1,492
	前期高齢者納付金	658
	後期高齢者支援金	813
	退職者給付拠出金他	21
	保健事業費	85
	その他	71
	計	3,256
	経常収支差引	185

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

介護保険料率が変わります

	介護保険料率	負担割合	
		被保険者	事業主
変更前	17.0%	8.5%	8.5%
変更後	18.0%	9.0%	9.0%

2018年3月(4月徴収分)から、介護保険料率が変わります(給与・賞与とも)。
※任意継続被保険者の方は2018年4月納付分からとなります。

下に該当する方は、会社を通じて健保組合に届け出れば介護保険料は免除となります。

該当理由	添付書類
日本国内から外国へ転居した	転出日が確認できる住民票の除票 ※マイナンバーの記載のないもの
介護保険施設・特定施設等に入所した	施設等に入所・入院していることを 証明する書類

2018年度はここが変わります！

新しくスタートします

医療費通知のWEB化

みなさんが病気やケガで病院にかかったときの医療費をWEBで閲覧することができるようになります。

前立腺がん検診

50歳以上の被保険者を対象に前立腺がん検診の補助(上限2,000円)を行います。

健康チェック

40歳以上の被扶養配偶者で健診を受けていない方を対象に、郵送による血液検査で生活習慣病のチェックを実施します。(個人負担500円)



内容を見直します

各種がん検診の補助額等の見直し

●肺がん検診

上限8,000円を補助します。

●乳がん検診

上限5,000円を補助します。

●子宮頸がん検診

対象年齢を「20歳以上」に引き下げ、上限3,000円を補助します。



歯科健診の補助の見直し

被保険者・被扶養者を対象に、上限3,000円を補助します。



不妊治療補助の見直し

補助の対象を、自治体からの助成を受けている方とします。

※すでに当健保組合の不妊治療補助を受けている43歳以上の方については、引き続き2017年度までの支給条件で補助金を支給します。

健保だよりを自宅に送付

当健保組合の機関誌「健保だより」を年3回、ご自宅にお送りします。ご家族でぜひお読みください。

つよい子キャンペーンの対象年齢の見直し

家族でかぜ・むし歯予防に取り組む「つよい子キャンペーン」の対象となるお子様の年齢を「1～9歳」とします。

廃止・中止します

1泊(2日)人間ドックの廃止

人間ドックは「日帰り」のみとし、「1泊(2日)」は廃止させていただきます。

体育館の利用中止

本社・小牧製作所内および松阪製作所内の体育館の利用を中止させていただきます。

お知らせ

法改正に伴い、各種届出用紙を変更します。新しい届出用紙は、当健保組合のホームページで随時更新します。マイナンバーの記載が必要な書類には記入をお願いします。

2018年度 保健事業一覧

健康情報・健保組合のPR

項目	時期 及び 概要
「健保だより」の配付	年3回(4月・8月・12月)自宅に送付



保養施設

項目	概要
リゾートトラスト	リゾートホテル「エクシブ」と保養所契約。申込みはFAXまたはインターネットで。 (被保険者・被扶養者・1親等以外の方が利用する場合は追加料金(1泊につき1人1,000円)を当健保組合にお支払いください)

健康づくり

項目	対象者	概要
かぜ・虫歯予防	1歳～9歳の被扶養者	呼吸器系疾患対策としてキャンペーンを実施
保健師派遣指導	健康診断受診者	保健師等による健康支援

データヘルス計画に基づいて保健事業を実施します

データヘルス計画とは、加入者の医療費データや健診情報等のデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施するものです。国の施策により、すべての健保組合が2015年度から取り組んでおり、2018年度からは第2期が始まっています。



●データヘルス計画第2期(2018～2023年度)当健保組合の課題と対策

課題	対策
被扶養者の72%が2年以上健診を受けていない	- 被扶養者の健診受診状況を把握し、機関誌やホームページなどで周知 - 被扶養配偶者を対象に特定健診受診券を送付 - 被扶養配偶者を対象に郵送による健康チェックを実施
若年層からがん患者が発生している	がん検診項目を追加し、対象年齢を拡大
お子様や高齢者の歯科医療費が増えている	歯科健診の対象範囲を拡大
現役世代から生活習慣病の重症化予防が必要	コラボヘルスによる受診勧奨と重症化予防を推進

被扶養者の健診受診率50%を目標!

各種健診

健診の種類	人間ドック		脳ドック	特定健診	巡回健診 女性限定
対象者 (年齢は2019年 3月31日時点)	被保険者・被扶養者		40歳以上の 被保険者・被扶養者	40歳以上の被保険者・被扶養者	20歳以上の被扶養配偶者 65歳以上の被扶養者 任意継続被保険者
健診機関	当健保組合指定の健診機関 ※当健保組合のホームページで検索できます			集合契約健診機関(集合契約A・B) ※当健保組合のホームページで検索できます	委託業者が指定した公共施設など
検査項目	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査・ 大腸がん検査など ※健診機関によって多少の違いがあります		頭部MRI・MRA	問診・身体計測(身長・体重・腹囲) 血圧・尿検査 血液検査(肝機能・脂質・血糖)	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査 大腸がん検査・乳がん検査 子宮頸がん検査
申込方法	① 健診機関に自分で予約する ※ご自分で予約することが難しい方は、当健保組合までご相談ください ② 「人間ドック等予約完了連絡兼申込書」を当健保組合に提出			① 健診機関に自分で予約する ② 「特定健康診査受診券申請書」 を当健保組合に提出	① 自宅に案内書が送付される ② 希望する日程を各自で予約 (電話・ハガキ・インターネット)
受診方法	送付される案内書にてご確認ください			「特定健康診査受診券」と「保険証」を持参し、 受診してください	送付される案内書にてご確認ください
個人負担金	5,000円		10,000円	基本部分は個人負担なし	5,000円
個人負担金の 支払先	当健保組合				委託業者が指定する口座へ振り込み
注意事項	年度中に特定健診または巡回健診を 受診した場合は申し込みできません			年度中に人間ドックまたは巡回健診を 受診した場合は申し込みできません	年度中に人間ドックまたは特定健診を 受診した場合は申し込みできません

各種補助金

補助の種類	乳がん検診	子宮頸がん検診	肺がん検診	前立腺がん検診	歯科健診	不妊治療費
対象者 (年齢は2019年 3月31日時点)	30歳以上の 被保険者・被扶養配偶者	20歳以上の 被保険者・被扶養配偶者	18歳以上の 被保険者・被扶養者	50歳以上の 被保険者	被保険者・被扶養者 (集団歯科健診受診者を除く)	被保険者・被扶養者
補助額	上限5,000円 (年度内1回のみ)	上限3,000円 (年度内1回のみ)	上限8,000円 (年度内1回のみ)	上限2,000円 (年度内1回のみ)	上限3,000円 (年度内1回のみ)	1回につき上限50,000円 (通算で5年まで)
申請方法	検診受診後に「がん検診補助金支給申請書」に領収書(原本)と 検診結果(コピー)を添付して当健保組合に提出				健診受診後に 「歯科健診補助金支給申請書」に 領収書(原本)を添付して 当健保組合に提出	自治体からの補助額決定後に 「特定不妊療養補助申請書」に 必要書類を添付して 当健保組合に提出

ご家族が
被扶養者で
なくなったら

当健保組合に すみやかに届出を

健保組合は、被保険者(本人)だけでなく、被保険者に扶養されている75歳未満の家族も加入することができます。この家族を被扶養者といい、被扶養者として認められる範囲は法律で決められています。

被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療費の給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国は、保険給付適正化の観点から、資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に支出し、健保財政の安定化を図るため、当健保組合が実施する資格確認にご協力をお願いします。

被扶養者として 認められるための要件

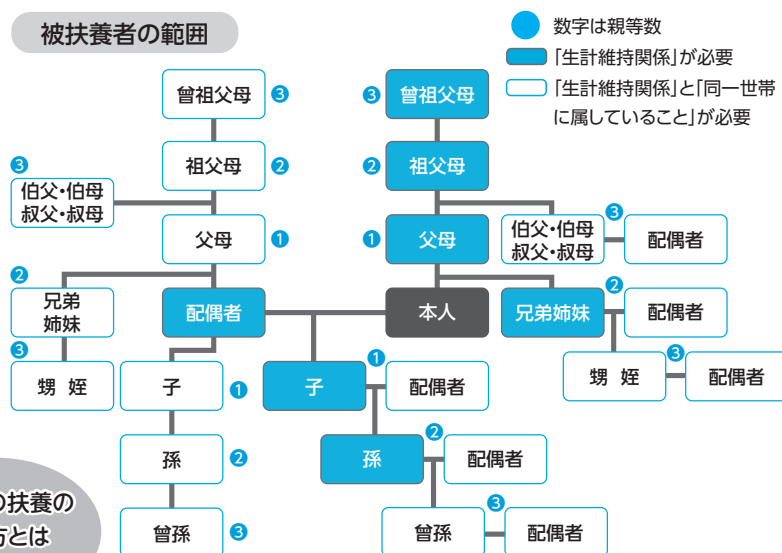
被保険者の収入によって
生活していて、被扶養者となる人の
今後1年の見込収入が

※被扶養者に該当する時点および認定された日以降の
年間見込収入額

- 130万円(月額108,334円・日額3,612円)未満
(60歳以上または障害のある場合は
180万円(月額150,000円・日額5,000円)未満)
- 被保険者の収入の2分の1未満
(同一世帯の場合)
- 被保険者からの仕送り額より少ない
(別世帯の場合)

税法上の扶養の
考え方とは
異なります

被扶養者の範囲



こんなときは被扶養者では
なくなりますので、
すみやかに届け出てください

- ◆ 就職した
- ◆ 結婚し、配偶者の被扶養者になった
- ◆ 今後1年の見込収入が基準額(上記参照)を超えた



- ◆ 仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入を下回った
- ◆ 家族が死亡した
- ◆ 家族が75歳になった



お願い

住所が変わったら健保組合に届け出を

引っ越しなどで住所が変わった場合は、勤務先の社会保険担当者を通じて当健保組合に「住所変更届」を提出してください。



2018年4月からの

制度改正のお知らせ

入院時の食費負担額が引き上げられます

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、2016年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、2018年4月からは1食あたり460円になります。



	2016年4月1日から 2018年3月31日まで	引き上げ	2018年4月1日から
一般	360円※ (食材費+調理費)		460円※ (食材費+調理費100円増)
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円		210円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円		160円
低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100円		100円

※指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。

65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられます

医療療養病床に入院している65歳以上の患者の居住費(光熱水費相当)が段階的に引き上げられることになり、2017年10月から医療区分Ⅰ(医療の必要性が低い)は1日あたり370円に、医療区分Ⅱ・Ⅲ(医療の必要性が高い)は新たに200円負担することになりました。2018年4月からは医療区分Ⅱ・Ⅲが370円に引き上げられます。



	2017年10月から 2018年3月31日まで	引き上げ	2018年4月1日から
医療の必要性の低い人(医療区分Ⅰ)	370円		370円
医療の必要性の高い人(医療区分Ⅱ、Ⅲ)	200円※		370円※

※指定難病患者は居住費の負担はありません。

4月からの入院時の食事療養・生活療養標準負担額一覧

(青字は2018年4月からの変更額)

		医療療養病床		一般病床
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一般	食費 460円/食		
	低所得	食費 210円/食※1		
65歳以上	一般	食費 460円/食 居住費 370円/日	食費 460円/食※2 居住費 370円/日	食費 460円/食
	低所得Ⅱ 住民税非課税	食費 210円/食 居住費 370円/日	食費 210円/食※1 居住費 370円/日	食費 210円/食※1
	低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	食費 130円/食※3 居住費 370円/日※3	食費 100円/食 居住費 370円/日※3	食費 100円/食

指定難病患者は、食費負担(一般は260円/食)のみで、居住費の負担はありません。

※1 入院日数が90日を超えると1食160円。

※2 管理栄養士または栄養士による適時・適量の食事の提供等が基準を満たさない場合は1食420円。

※3 老齢福祉年金を受給している場合等は1食100円、居住費の負担はありません。

ご家族も 年に一度は健診を 受けましょう

職場で健診を受ける被保険者ご本人に比べると、ご家族の健診受診率は低くなっています。子育てや介護など、健診を受けにくい事情があるとは思いますが、家族みんなが笑顔で過ごせるよう、健診を受ける時間をぜひ確保してください。年に一度、必ず健診を受ける習慣をつけましょう。



健康な毎日は、「健康的な生活習慣」と「年に一度の健診」から

バランスのとれた食事や、適度な運動、十分な睡眠など、「健康的な生活習慣」には気をつけていても、忘れがちなのが「年に一度の健診」。健康状態を定期的にチェックすることで、重大な病気になる前に、病気の“芽”をつむことができます。

当健保組合が実施する健診を受けましょう!

P4～5参照

40歳以上の
ご家族の方へ

パート先などで健診を受けたら、結果表をご提出ください

当健保組合が実施する人間ドックや巡回健診などを受診せず、パート先や市区町村で実施する健診を受けた方は、健診結果のコピーを当健保組合に提出してください。

健保組合は、みなさんの健診結果を把握することで健康づくりのための効果的なサポートをすることができます。また、40歳以上の方の健診結果を加入している健保組合から国に報告する義務もありますので、ご協力をお願いいたします。



任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限が変わります

2018年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は38万円(2017年度は41万円)となりました。

任意継続被保険者(退職後引き続き当健保組合に加入する方)は給与収入がないため、退職時の標準報酬月額または全被保険者の平均標準報酬月額(上限)を用いて保険料を算出します。

ケガの原因や接骨院の施術内容について 照会させていただきます

当健保組合では、ケガで病院にかかったときの負傷原因や、接骨院・整骨院にかかったときの施術内容について、文書や電話で照会させていただくことがあります。これは、みなさんからお預かりした保険料を適正に使うための大切な作業です。委託会社(株)大正オーデイト)から文書を受け取った方は、期限までに必ずご回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。